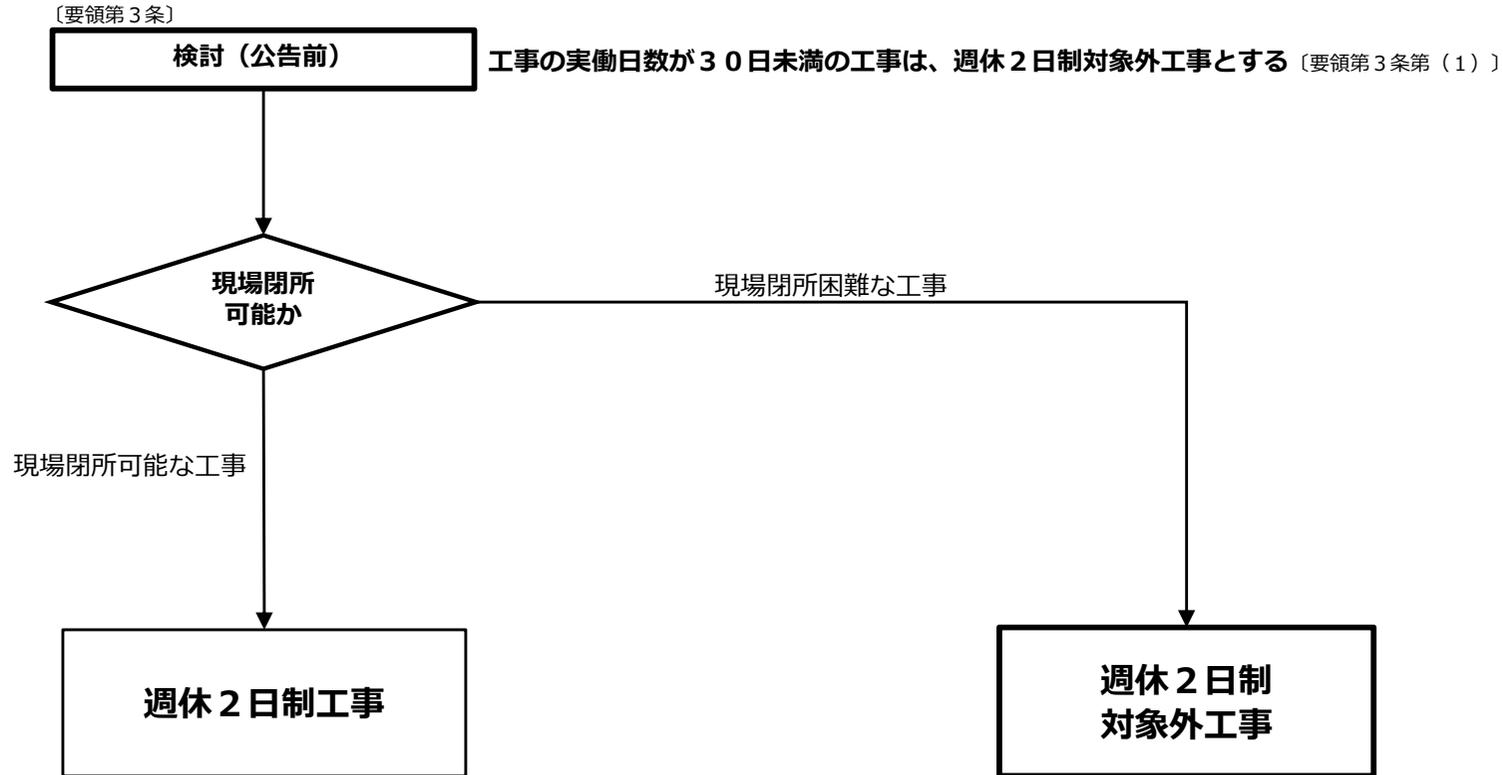


# 週休2日制工事 対象外検討フロー図

要領：四日市市週休2日制工事実施要領  
四日市市週休2日制工事実施要領（営繕工事）



現場閉所困難な工事とは〔要領第3条第（2）〕

- ア 災害復旧工事等、緊急性の高い工事（緊急随意契約を行うような工事）
- イ 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所が困難として次に掲げる工事
  - （ア）交通規制、出水期、施工可能時期（医療施設又は学校等、施設運営する上で現場閉所が困難）等の制約がある工事
  - （イ）連続施工を必要とする工法を含む工事

〔要領第5条第（1）〕

工事発注時の公告において、

- ※週休2日制工事
- ※週休2日制対象外工事（工事の実働日数が30日未満の工事）
- ※週休2日制対象外工事（現場閉所困難な工事）

である旨を明示する